

愛南町の令和6年度決算に基づく健全化判断比率等を公表します

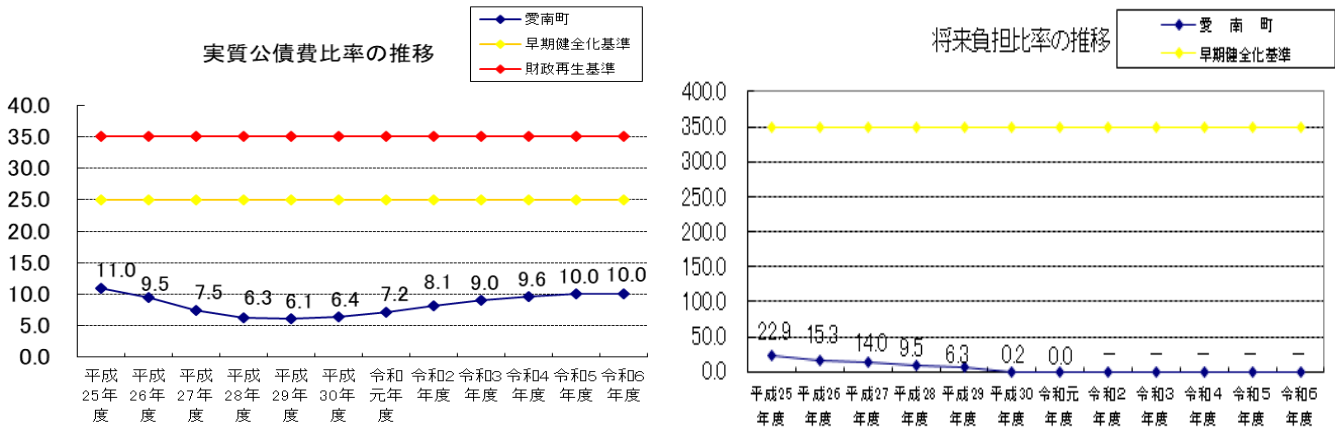
町の財政状況は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、次の財政指標で判断されることとなっています。この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、早期の段階で財政の規律強化を図ることを目的としており、今までの普通会計のみならず、特別会計や一部事務組合、第三セクターなども対象としています。

愛南町の健全化判断比率(4つの指標)は、次のとおりです。

愛 南 町	実質赤字比率(%)	連結実質赤字比率(%)	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)
令和6年度決算	—	—	10.0	—
令和5年度決算	—	—	10.0	—
令和4年度決算	—	—	9.6	—
令和3年度決算	—	—	9.0	—
令和2年度決算	—	—	8.1	—
早期健全化基準	13.45	18.45	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

愛南町の指標の数値が、早期健全化基準や財政再生基準を1つでも上回れば、財政健全化計画の策定が義務付けられたり、地方債の起債が制限されたりするようになります。

◎指標の推移は、次のとおりです。



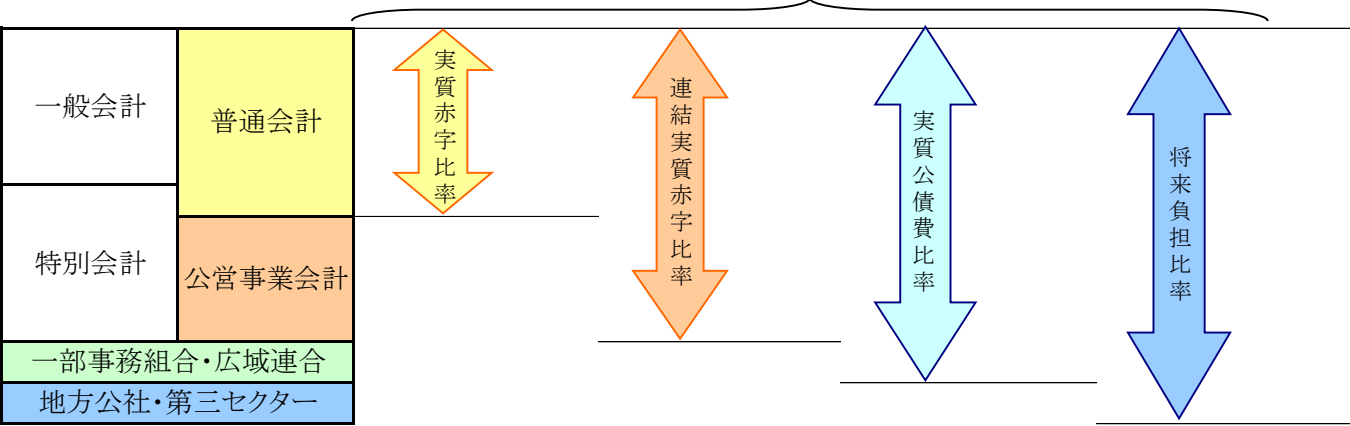
◎4つの指標の内容は、次のとおりです。

実 質 赤 字 比 率	実質収支(赤字の場合)の標準財政規模に対する割合で、黒字であれば実質赤字比率は指数として算出されません。 ※実質収支とは、歳入と歳出の差引額から翌年度に繰り越すべき財源(繰越明許費等)を控除したものです。
連 結 実 質 赤 字 比 率	全会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率をいいます。
実 質 公 債 費 比 率	一般会計等が負担する地方債の元利償還金に加え、特別会計や一部事務組合などへの公債費のための繰出金・補助金等(準元利償還金)も含めた実質的な公債費の標準財政規模(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く。)に対する比率(3か年平均)をいいます。
将 来 負 担 比 率	地方債現在高や退職手当の負担見込額、第三セクター等に対する債務負担見込額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く。)に対する比率をいいます。

※標準財政規模:地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の総額(規模)です。
なお、愛南町における令和6年度の標準財政規模(臨時財政対策債を含む。)は、9,365,581千円です。

◎各指標の対象となる会計等の範囲は、次のとおりです。

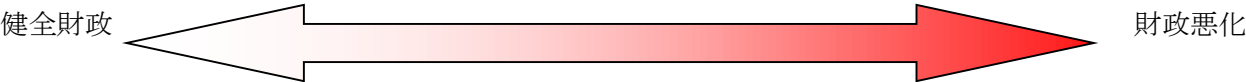
健全化判断比率



◎基準を超えた場合に義務付けられる内容は、次のようなものがあります。

各基準を1つでも超えると次のような義務が課せられます。

健全段階	早期健全化段階	財政再生段階
◎指標整備と情報開示の徹底 4つの指標について、監査委員の審査に付し意見を付けて議会に報告し公表	◎自主的な改善努力による財政健全化 ・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け ・計画の実施状況を毎年度議会に報告し公表 ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告	◎国等の関与による確実な再生 ・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限 ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告



資金不足比率（公営企業における指標）は、次のとおりです。

特別会計の名称	資金不足比率（％）	経営健全化基準（％）	※資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は、健全化判断比率が早期健全化基準を超えた場合に準じた対応が求められます。
上水道事業会計	－	20.0	
病院事業会計	－		
下水道事業会計	－		
旅客船特別会計	－		

◎資金不足比率の内容は、次のとおりです。

資金不足比率	公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率をいいます。
--------	--------------------------------

※資金の不足額：流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産

※事業規模：営業収益の額－受託工事収益の額